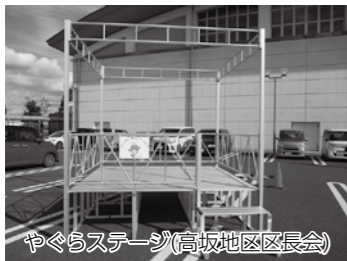


**市政情報**

**宝くじの助成金で購入しました**

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。高坂地区区長会と材木町1丁目自治会では、宝くじの助成金を受けて、コミュニティ活動備品を整備しました。高坂地区区長会では、やぐらステージ等を購入、材木町1丁目自治会では山車の修繕等を行いました。

地域支援課 ☎21-1435 ☎22-7799



**令和6年4月から資源とごみの出し方が変更になります**

□プラスチック類の袋

令和6年4月から更なるごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、プラスチック類のごみについて、プラスチック製容器のプラ①と容器包装物以外のプラ②はごみ袋を分けず、同じ袋に入れてクリーンステーションに出すことができます。

□袋の色

**透明又は半透明** 可燃物、プラスチック類、びん・かん、ペットボトル  
**透明(変更なし)** 不燃物

※他市町村の指定袋は使用不可。  
※詳細は「令和6年度資源とごみの分別収集計画表」をご確認ください。

■共通事項

☑廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700  
クリーンセンター  
☎34-5550 ☎34-5125



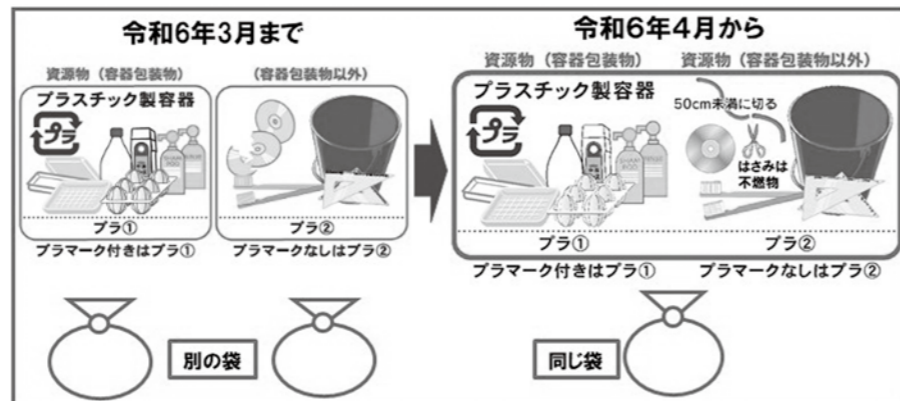
**3月15日までに市・県民税の申告を**

市・県民税の申告は課税の基礎資料となるほか、各種税務証明の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定などに必要な手続きです。市・県民税申告書は「申告の手引き」に印刷されている封筒(切手不要)を利用して、できる限り郵送による提出をお願いします。

**ふるさと納税をされた人**

ふるさと納税に関して「寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例)申請書」を提出された人は、確定申告又は市・県民税の申告をすると申告特例が不適用になります。寄附金控除を受けるためには、申告書にふるさと納税の寄附金について記入し、受領証等の添付書類の提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

課税課 ☎21-1438 ☎23-2238



**浄化槽の各種届出**

浄化槽法の規定により、転入・転出等をする人は次の届出書を環境センターまで提出してください。なお、様式は市HPからダウンロードできます。



市HP

届出の種類	内容	提出期間
浄化槽使用開始報告書	使用を開始したとき	開始した日から30日以内
浄化槽使用廃止届出書	使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
浄化槽管理者変更報告書	管理者を変更したとき	変更した日から30日以内
浄化槽技術管理者変更報告書	技術管理者を変更したとき (処理対象人員が501人以上の施設)	変更した日から30日以内
浄化槽使用休止届出書	使用を休止したとき	使用を休止するための清掃を行ったとき
浄化槽使用再開届出書	使用を再開したとき	使用を再開した日から30日以内

申・問環境センター ☎24-2888 ☎24-2838

**狂犬病予防注射と犬の新規登録**



生後91日以上の犬は、狂犬病の予防注射を毎年1回行うことが法律で義務付けられています。犬の体を清潔にしていずれかの会場で注射を受けてください。なお、会場へは犬を制御できる人が連れて来てください。

また、飼い主には犬の登録が義務付けられています。未登録の犬を飼っている人は、会場で登録することもできますのでご来場ください。

費1頭3,500円(注射料2,950円、注射済票交付手数料550円)

※新規に登録する犬は、登録料3,000円が加算され、6,500円になります。

持狂犬病予防集合注射案内はがき(3月下旬発送予定)

**日程**

とき(4月)	時間	会場
15日(月)	午前9時30分～10時15分	中山団地自治会館東側広場(東平1326-29)
	午前10時45分～11時45分	平野市民活動センター(東平567-1)
	午後1時15分～2時15分	大岡市民活動センター(大谷3400-10)
16日(火)	午前9時30分～10時15分	望月会館(岩殿360)
	午前10時45分～11時45分	高坂丘陵市民活動センター(松風台8-2)
	午後1時15分～2時15分	高坂市民活動センター(宮鼻860-2)
17日(水)	午前9時30分～10時15分	古凍公民館(古凍498-6)
	午前10時45分～11時45分	野本市民活動センター(下野本610-1)
18日(木)	午前9時30分～10時15分	殿山町・沢口町自治会館(殿山町20-3)
	午前10時45分～11時45分	松山市民活動センター(松本町1-9-35)
	午後1時15分～2時15分	保健センター(材木町2-36)
19日(金)	午前9時30分～10時30分	市民体育館駐車場(松葉町4-8-22)
	午前11時～正午	唐子地区体育館駐車場(下唐子1169-1)

今回受けられない場合は、3月2日(土)以降に動物病院で狂犬病予防注射を受け、注射済証を環境政策課へ持参して手続きをしてください。

犬が死亡した時は、環境政策課、各市民活動センターに死亡届がありますので、犬の鑑札と合わせて提出してください。電話受付や市HPから電子申請も行えます。

犬を連れて海外へ渡航する予定の人は、注射を受ける前にマイクロチップを装着する必要があります。

問環境政策課

☎63-5006 ☎23-7700



電子申請